

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業事務補助業務に係る労働者派遣（8月～12月）
発注課	保）保健所医療対策室調整担当課
選定事業者	リンケージサービス株式会社

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

令和5年4月1日以降のワクチン接種事業については、令和5年3月7日付厚生労働省事務連絡「今後の新型コロナワクチン接種について（その4）」により、現在実施されている令和5年春開始接種終了後は2023年度の秋冬に追加接種を行う予定である旨が明示されておりますが、国からの補助金の枠組み等も含め具体的な内容は明示されておりませんでしたので、国の動向を注視しながら接種体制を確保しておりました。

その後、6月16日付厚生労働省事務連絡「今後の新型コロナワクチン接種について（その5）」が発出されましたが、そこにおいても「令和5年秋冬の接種の際の上限額等は、現在作業をお願いしている調査結果等を踏まえ、改めてお示しする。」となっており、現時点においても未だに国から具体的な情報を得られておりませんが、臨時接種期間が令和6年3月までと示されていることから、新型コロナウイルスワクチン接種事業を行う体制について、令和5年8月1日以降も引き続き維持して必要があり、ワクチン接種事業の中で電話問合せ対応業務を行う労働者（オペレーター）派遣業務については重要度が高く、他の業務の状況も勘案し、今後も同様の体制を継続して維持する必要があると判断いたしました。

ワクチン接種業務に関する市民や医療機関からの様々な内容の問い合わせに対応するためには、ワクチン接種業務が2年以上も継続し制度が複雑化しているワクチン接種業務に関する膨大かつ幅広い知識を十分に理解したうえで、部内業務と連携し、最新の動向に合わせた適切な対応を行うことが必要不可欠である。そのため、知識が不足している者がオペレーター業務を行った場合、問い合わせに対して円滑な対応ができず、市民に不利益を与えるほか、医療機関に対し、不要な混乱をまねくことが想定されます。

また、国においては9月からは初回接種を完了した5歳以上の全ての市民を対象とした秋開始接種を実施することとしており、8月中には対象者に接種券を発送する必要がある。これまでも接種券発送後は接種対象者、ワクチンの種類、個別接種医療機関、集団接種会場、接種証明の発行等の幅広い問い合わせが殺到しており、今回も同様の事態が想定されるため、事業運用開始時からの経緯等を熟知しており、問い合わせに迅速かつ適切に回答できる人材を派遣できるものを契約の相手方としなければなりません。

リンケージサービス株式会社はワクチン接種業務や部内業務について十分熟知している職員を有しており、多岐にわたる知識や情報を用いて電話問い合わせ対応を即座に行うことができる職員を継続して派遣することが可能であるため、引き続き円滑な業務が遂行できるものであります。

加えて、新たな業者と派遣契約を結ぶ場合、契約に絡む内部手続きや業者側の派遣者確保、事前研修等のため、最低でも2か月以上の期間を要するところだが、上述のとおり、国から令和5年度秋開始接種に係る具体的な情報を得られていなかったため、手続きを進めることができなかった。このため、現段階においては他の業者が実施するための十分な準備期間を確保することができない状況となっていることから、令和5年8月以降も新型コロナウイルスワクチン接種事業を行う体制を継続して維持し、円滑な市民対応を行うことが可能な唯一の業者である当該選定業者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特定随意契約を行う。

根拠法令	■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
------	--

決定日	令和5年7月7日
-----	----------